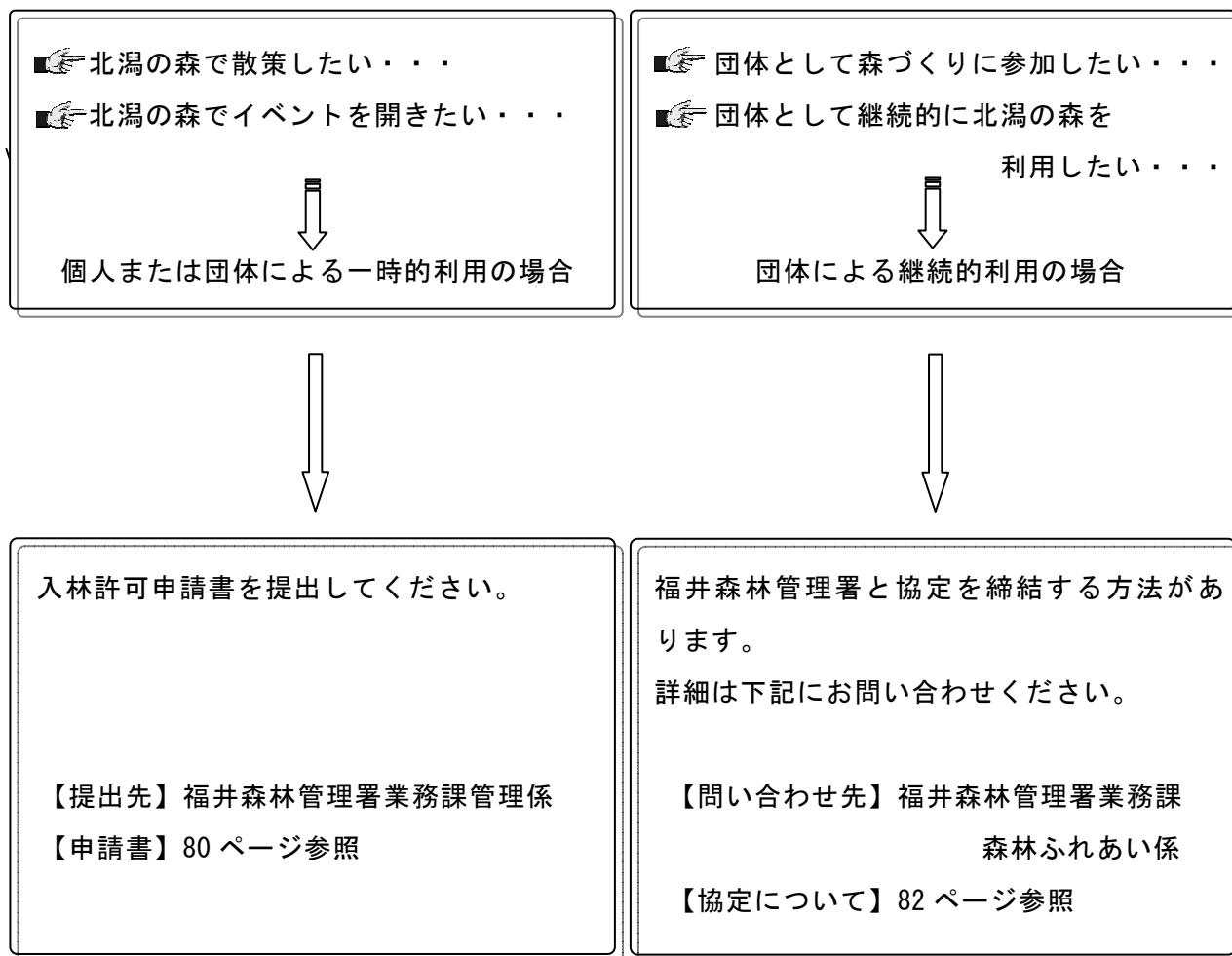


2 利活用にあたってのルール

2.1 利活用の際の手続き

北潟の森は、越前加賀海岸国定公園及び潮害防備保安林に指定されている国有林です。そのため、北潟の森を利活用される場合には、事前に福井森林管理署へ連絡の上、手続きをします。

大きくは、以下のフロー図のような手続きになります。



2.2 個人または団体による一時的利用の場合

福井森林管理署業務課管理係へ、入林許可申請書を提出してください。

入林許可申請書は、次ページにある様式をコピーし、下記の記入例を参考にして記入後、提出してください。

(入林許可申請書 記入例)

入 林 許 可 申 請 書	
1 入 林 箇 所	福井県〇〇市〇〇 〇〇国有林 1000-い林小班
2 入 林 目 的	林道開設の伴う事前調査のため ※具体的に記入「別紙参照」とし、 別紙添付でも可。
3 入 林 期 間	自：平成〇〇年〇〇月〇〇日 至：平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※申請から許可まで1週間は要します。急ぐ場合は「自：許可日」と記入。
4 入 林 者 数	〇〇名 ※実際に入る人数
5 入 林 責 任 者	福井〇〇事務所 〇〇課 〇〇主任 氏 名 ※事務担当 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇 〇〇測量株式会社 〇〇部 氏 名 ※下請等 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇
上記のとおり入林したいので、下記事項を誓約し申請します。	
記	
1	入林中は、福井森林管理署員の指示に従います。
2	入林中は、火気は使用しません。
3	入林中に事故が発生しても、当方の責において措置し、貴署には一切迷惑をかけません。
4	国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、福井森林管理署員の指示に従い原状回復または弁償金を納付します。
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
住 所 福井県〇〇市〇〇1丁目1-1	
氏 名	〇〇事務所 所 長 氏 名 印
	又は〇〇株式会社 代表取締役 氏 名 印
福井森林管理署長 殿	

(入林許可申請書 様式)

入 林 許 可 申 請 書

1. 入 林 箇 所
2. 入 林 目 的
3. 入 林 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
4. 入 林 者 数 名
5. 入 林 責 任 者

上記のとおり入林したいので、下記事項を誓約し申請します。

記

1. 入林中は、福井森林管理署員の指示に従います。
2. 入林中は、火気は使用しません。
3. 入林中に事故が発生しても、当方の責において措置し、貴署には一切迷惑をかけません。
4. 国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、福井森林管理署員の指示に従い原状回復または弁償金を納付します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

福井森林管理署長 殿

2.3 団体による継続的利用の場合

(1) 利活用できる協定の内容

林野庁が所轄する北潟の森では、協定の締結による森林づくりに以下の 6 種類があります。

- ふれあいの森
- 遊々の森
- 社会貢献の森
- 多様な活動の森
- 木の文化を伝える森
- モデルプロジェクトの森

このうち北潟の森では「ふれあいの森」と「遊々の森」の 2 種類について協定を結ぶことができます。その内容は次のとおりです。

ふれあいの森

- ふれあいの森とは？
 - ・ 参加するみなさまが中心となって、森林作業体験や様々なアイデアを活かして、森林づくり活動や親林活動（森林に親しむ活動）を楽しみます。
- 何ができる？
 - ・ 植栽・下草刈り・つる切り・除伐などのほか、これらの活動と一体となって行う森林とのふれあい活動（森林浴・自然観察会・森林教室など）を行うことができます。
- 参加できる団体は？
 - ・ 公益団体や地方公共団体、民間団体などです。

遊々の森

- 遊々の森とは？
 - ・ 学校、地方公共団体、NPO などと協定を結ぶことにより、子どもたちがさまざまな体験活動や学習活動を行うフィールドとして提供するものです。
 - ・ 森林の利用を通じた子どもたちの人格形成や、幅広い知識の習得を行う場として利用していただけます。
- 何ができる？
 - ・ 植樹、下刈りなどの体験林業、野生動植物の観察、ネイチャーゲーム、隠れ家づくりなど、森林の中で遊び、学ぶ活動が可能です。
 - ・ 「総合的な学習の時間」での体験活動や、緑の少年団を通じた学校外の体験活動の場として利用できます。
- 参加できる団体は？
 - ・ 学校、地方公共団体、教育委員会、NPO、企業などです。

(2) 協定締結できる団体

長期的に利用し森林管理署と連携した活動を行いたい団体は、森林管理署と協定を結ぶことが可能です。

- 公益団体や地方公共団体
- 企業など民間団体
- 学校、教育委員会、NPO 法人など

(3) 必要な条件

協定締結による森林づくり活動の実施団体は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 団体の目的や運営などに関する規約があること
- ② 自主的な森林整備活動などを執行する体制が確立していること
- ③ 活動の目的が特定の者の利益に結びつかないこと

(4) 詳細に関する問い合わせ先

福井森林管理署業務課森林ふれあい係までお問い合わせください。

2.4 北潟の森を利活用する際のルール

(1) 遵守すべき法令

北潟の森は、国有林として福井森林管理署が管理している森です。また、自然公園法で越前加賀海岸国定公園（第一種特別地域）に、森林法では潮害防備保安林に、そして鳥獣保護法では銃猟禁止区域に指定されています。

そのため、北潟の森では、以下に示す各ルールを守って利活用いただくようお願いいたします。

1) 入林の際の連絡や調整

入林する場合には、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間などを福井森林管理署に書面で申し出てください。また、責任者は活動の際、参加者名簿、入林許可証を携行してください。

2) 安全確保などの措置

活動を実施するごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置を講じてください。また、事故発生時の連絡などの緊急体制の確保および事後措置などについて万全を期してください。

3) 負傷時の対応

参加者が負傷した場合などの責任の所在は、基本的に活動実施者にあります。万一活動に伴って事故が発生し、参加者が負傷した場合を想定して、補償などの責任の所在についてあらかじめ明確にしておく必要があります。

活動実施者の責任において、保険にご加入しておくことをおすすめします。

- 個人利用：傷害保険
- 団体利用：傷害保険、賠償責任保険

4) 経費の負担

活動の実施に要する費用については、活動実施者において負担していただきます。

5) 立木竹などの所有権

立木竹などについての所有権および植栽、保育、保全活動などの作業により生じる全ての権利を有することはできません。

6) 施設の設置など

活動に必要な施設を設置したい場合は、あらかじめ施設の設置計画書などを提出していただき、設置場所、設置時期などについて福井森林管理署と調整を図ることになります。なお、入林許可による一時的利用の場合は、原則として施設の設置などを行うことはできません。

7) 山火事防止などの措置

実施箇所およびその周辺において、土砂の崩壊や流出、火災などの災害またはその他の被害が発生したり、発生のおそれがある場合には、直ちに福井森林管理署に届け出てください。

活動参加者に対して、実施箇所およびその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに福井森林管理署および消防関係機関などに連絡してください。

責任者は、活動参加者に対して活動に伴うゴミの始末などの注意を呼びかけ、環境美化に努めてください。

8) 損害賠償

利用のための費用は必要としませんが、故意または過失により北潟の森、その他の国有財産に損害を与えた場合には、修理、交換、その他修復に要した費用を負担していただくことになります。

北潟の森 利活用 Q & A

● 歩道や小屋、ベンチ、テーブルなどを設置できる？

- ・ 土地の形質変更が軽微な施設を設置することができます。事前に森林管理署にご相談ください。

● 木に名札を付けることができる？

- ・ 樹名板を設置することができます。材質や内容などについて事前に森林管理署にご相談ください。

● 林業体験で切った木を持ち帰ることができる？

- ・ 林業体験で切った木を教材にしたり、ベンチなどの材料として利用することが可能です。立ち木を切る場合は、事前に森林管理署にご相談ください。

● トイレはどうすればいい？

- ・ 必要に応じて仮設トイレを一時的に設置することができます。設置にあたっては森林管理署にご相談ください。

3 北潟の森の周辺案内

- 北潟の森のみでなく、その周辺資源も含めて利活用することで、森林・林業体験プログラムの内容がより深みと広がりを増すことを目指します。
- 地元資源を有効に活用することで、地元とのネットワークを密にします。
- 自然、文化および歴史、観光の3つの観点から周辺資源を整理し、活用します。

北潟の森の周辺には、「関西の奥座敷」と呼ばれるあわら温泉や、多様な動植物が生息し湖畔ではサイクリングやキャンプができる北潟湖、断崖絶壁が続く景勝地である東尋坊など、自然、文化、歴史の体験・学習に利用できる環境があります。

3.1 自然に関する体験・学習の場

(1) 北潟湖（あわら市）

- 越前加賀海岸国定公園の一部
- 面積・水深
→面積：2.73km²、周囲 14km、平均水深 2.5m
- 歴史
→江戸時代はカキの養殖が盛んでしたが、19世紀後半に始まった新田開発とともに淡水化しました。
- 自然
→ゲンゴロウブナ、コイ、ハゼ、ウナギなど約 70種の魚類が生息しています。
→アオサギ、コサギ、カルガモ、カワセミなどの鳥類が生息しています。冬はコハクチョウなどが飛来します。



(2) 鹿島の森（加賀市）

- 大聖寺川の河口にある、標高約 30m、周囲約 600m の陸続きの島で、鹿島神社の社叢林しゃそうりんです。
- 原生林の林相がよく残っており、国指定天然記念物に指定されています。
- この地域における暖帯性の照葉樹林としては、典型的な原植生を残しており、貴重な存在です。
- 北潟湖を間にはさみ、吉崎御坊の対岸に位置しています。



(3) 加戸の大堤（坂井市）

- 周囲約 1.3km、9ha の灌漑用かんがいのため池です。
- 冬に多数のカモ類が飛来し、越冬します。
- 鳥獣保護区特別保護地区に指定されています。



(4) 片野鴨池（加賀市）

- 2.5ha の大池と、周辺の湿地からなります。
- 伝統的な「坂網獵」（石川県無形文化財）の獵場として、江戸時代から保全されてきました。
- 越前加賀海岸国定公園、国設片野鴨池鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地に指定されています。



3.2 文化・歴史に関する体験・学習の場

(1) 吉崎御坊（あわら市）

- 歴史

- 1471年、比叡山延暦寺などの迫害を受けて京から逃れた本願寺第八世蓮如が建立しました。
- 本願寺系浄土真宗の北陸における布教拠点となりました。
- 北陸から東北地方から多くの門徒が集まり、坊舎や門徒の宿坊などが立ち並んで寺内町を形成しました。

- 北潟の森との関係

- 北潟の森内の遊歩道は「浜街道」と呼ばれ、蓮如聖人が京から吉崎を目指して歩いた名残といわれています。
- 俳人松尾芭蕉が「奥の細道」で通過しています。（芦原ゴルフクラブ内に「汐越の松」遺跡が存在）。



(2) 旧北陸道

- 旧北陸道は、岐阜県関ヶ原町から新潟県村上市までの区間ですが、旧街道の面影をそのまま残しているのは、石川県加賀市からあわら市細呂木までの区間です。
- 蓮如上人や加賀藩の大名行列などが頻繁に往来した由緒ある道となっています。
- あわら市指定文化財（史跡）に指定されています。



出典) あわら市吉崎公民館 HP

(3) あわら温泉（あわら市）

- 開湯：明治 16 年（灌漑用の井戸から湧出）
泉質：中性から微アルカリ性の含塩化土類食塩泉
約 40 軒の温泉旅館が営業しています。
→旅館ごとに泉質、成分、効能が異なります。
「関西の奥座敷」
→年間 100 万人以上が訪れ、北陸を代表する温泉保養地となっています。



(4) 東尋坊（坂井市）

- およそ 1km にわたり、断崖絶壁や奇岩などが続く景勝地であり、観光の一大拠点となっています。
- 地質学的に「輝石安山岩の柱状節理」とよび、世界でも東尋坊を含めて 3 か所しかありません。
- 先端に浮かぶ雄島とともに、国の天然記念物に指定されています。



■ 森林・林業体験交流促進対策事業 検討委員

くみがしら いそお 組頭 五十夫	福井県自然観察指導員の会 会長
ひらやま あきこ 平山 亜希子	福井県自然保護センター 主査
さわだ はんじゅろう 澤田 半壽郎	福井県フォレストサポーターの会 参与
さかもと ひとし 坂本 均	ノーム自然環境教育事務所 代表
まつい としお 松井 利夫	坂井ケアセンター
かがみもり さだのぶ 鏡 森 定信	富山大学 名誉教授
かつき みちお 勝木 道夫 (代理：みついと きかず 三井外喜和)	財団法人 北陸体力科学研究所 理事長
すずき なおこ 鈴木 奈緒子	NPO 法人 <small>アワラート</small> awarart 事務局
みのや せいいちろう 美濃屋 征一郎	一般社団法人 あわら市観光協会会長 (平成 21 年度)
まえだ けんじ 前田 健二	一般社団法人 あわら市観光協会会長 (平成 22 年度)
にし ふみお 西 文雄	あわらツアーデザインセンター センター長
ふるはし てるお 古橋 照夫	北潟公民館長
の み まさかず 能美 雅一	あわら市農林水産課 課長補佐
あとべ しんいちろう 跡部 清一郎	あわら市観光商工課 主事
ごとう さちこ 後藤 幸子	あわら市教育委員会文化学習課 課長補佐

■ 協力者

かわだ かつじ 河田 勝治	浜街道案内人
おおほし ひろこ 大橋 広子	NPO 法人 awarart
はやし さとる 林 暁	CS サークル福井
NPO 法人 awarart	

きたがたこうみんかん
北潟公民館

森林・林業体験プログラム
～北潟国有林をフィールドとして～

平成 23 年 3 月

● 発 行

林野庁 近畿中国森林管理局 福井森林管理署
〒910-0005 福井県福井市大手二丁目 11 番 15 号
TEL : 050-3160-6105
0776-23-0200 (夜間、土日、祝日)
FAX : 0776-27-3574

● 編 集

株式会社 環境アセスメントセンター 敦賀事務所
〒914-0058 福井県敦賀市三島町一丁目 3 番 25 号
TEL : 0770-24-5671
FAX : 0770-24-5672